

豊田市緑のリサイクルセンター廃棄物処理要綱

目次

- 第1章 総則
- 第2章 廃棄物の搬入基準
- 第3章 処理手数料の一括納付の取扱基準
- 第4章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市緑のリサイクルセンター（以下「緑のリサイクルセンター」という。）における一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 廃棄物の搬入基準

(廃棄物の搬入量の計量)

第2条 廃棄物の搬入量は、緑のリサイクルセンターが設置する計量器において搬入時に廃棄物を積載した状態で車両重量の計量を行い、場内で廃棄物の処分を行った後に、再度、車両重量の計量（以下「2回目計量」という。）を行うことにより、その計量の差によって算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ車両の空車時の重量を登録した車両にあっては、当該空車時の重量を2回目計量の重量とみなして、廃棄物の搬入量を算出することができるものとする。

3 前2項における緑のリサイクルセンターの計量器の計量単位は10キログラムとする。

(搬入車両の制限)

第3条 緑のリサイクルセンターへ廃棄物を搬入することのできる車両は、次のとおりとする。

- (1) 総重量が2.5トン以下の車両
- (2) 車両の高さが3.5メートル以下の車両
- (3) 車両のホイールベースが、8メートル以下の車両
- (4) 車両幅が2.7メートル以下の車両

(搬入することのできる廃棄物)

第4条 緑のリサイクルセンターに搬入することのできる廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物とし、次の各号に定めるところによる。ただし、別表に掲げるものを除くものとする。

- (1) 刈草類等
- (2) せん定枝類等
- (3) 食品残さ類等

2 前項第3号に規定する食品残さ類等の搬入者は、市長が認めたものに限る。

(搬入量の制限)

第5条 前条に規定する廃棄物のうち、一時的に多量なものについては、搬入量を制限できるものとする。

(利用者の遵守事項)

第6条 緑のリサイクルセンターの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 場内で自動車等を運転する際は、時速15キロメートル以内で走行し安全運転に努めること。
- (2) 利用時間前に、緑のリサイクルセンター周辺道路で待機のための駐車をしなないこと。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が漏れるおそれがないようにすること。
- (4) 廃棄物の搬入等は、職員の指示により安全に注意して利用者自ら行うこと。
- (5) 廃棄物の搬入等は速やかに行い、長時間にわたり投入場所を占有しないこと。
- (6) 場内で、搬入車両の洗浄又は清掃を行わないこと。
- (7) 適正な廃棄物の搬入の確認及び利用者への指導を行うために職員が実施する搬入検査に協力すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、適正な廃棄物の受入及び安全確保のために職員が指示する事項に従うこと。

(利用の不許可)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、緑のリサイクルセンターの利用を許可しないことができる。また、利用者に廃棄物の持ち帰り、その他必要な指示をすることができる。

- (1) 前条に掲げる事項を遵守しない場合
- (2) 別表の搬入禁止物を搬入しようとした場合
- (3) 廃棄物の排出場所が、豊田市外であることが判明した場合
- (4) 緑のリサイクルセンターに搬入することのできる廃棄物以外の廃棄物又はその他の廃棄物と分別しないで搬入しようとする場合
- (5) 前各号のほか緑のリサイクルセンター職員の指示に従わない場合

第3章 処理手数料の一括納付の取扱基準

(手数料の一括納付)

第8条 利用者は、手数料を各月の月末を整理日として月ごとに一括して支払う(以下「一括納付」という。)ことができる。

(申請及び承認基準)

第9条 前条の一括納付をしようとする者は、豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認(更新)申請書(様式第1号)により、申請するものとする。

2 一括納付の承認基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第7条の規定に基づき市長の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に新規で一括納付を承認する場合は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
 - ア 許可業者として1年以上経過していること。
 - イ 緑のリサイクルセンターへの搬入回数が、申請時における過去1年間の回数を12か月で除した回数が20回以上であること。

ウ 豊田市清掃工場廃棄物処理要綱の規定に基づき、一括納付の取扱いを取り消されていないこと。

(2) 許可業者の更新を承認する場合は、更新時において手数料の未納がないこと。

(3) 国又は地方公共団体で市長が必要と認めた場合

(4) その他市長が必要と認めた場合

3 市長は、第1項の規定により一括納付を承認するときは、申請者に豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（承認期間）

第10条 一括納付の承認期限は、一括納付の申請を行った緑のリサイクルセンターの利用許可期限とする。

（請求）

第11条 市長は、各月の月末を整理日として、納入通知書により手数料を請求するものとする。ただし、一括納付の取扱いを取り消された者に対しては、その取り消しの日を整理日として手数料を請求するものとする。

（納付）

第12条 一括納付は、納入通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

（督促）

第13条 納期限までに手数料の全額の納付がされないときは、別に定めるところにより督促するものとする。

（一括納付の取消し）

第14条 一括納付の取扱いを受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その取扱いを取り消し、豊田市廃棄物処理手数料一括納付承認取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(1) 督促状による督促においてもその納期限までに手数料の納付がされないとき。

(2) 法第7条に規定する一般廃棄物の収集運搬業を廃止したとき。

(3) 法第19条の3の規定による改善命令、法第19条の4の規定による措置命令を受けた場合又は市の指導に繰り返し従わないとき。

(4) 法第7条の3又は法第14条の3の規定により事業の全部又は一部の停止処分を受けたとき。

(5) 法第7条の4又は法第14条の3の2の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたとき。

(6) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定に基づき、一括納付の取扱いを取り消された者は、その効力の発生する日から手数料の納付は現金とする。

3 第1項第1号の規定により一括納付の取扱いを取り消された者は、未納分の手数料の全額の納付が確認された日から1年間は一括納付の申請を行うことができないものとする。

4 第1項第2号から第7号の規定により一括納付の取扱いを取り消された者は、一括納付の取消しの日から起算して1年間は一括納付の申請を行うことができないものとする。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

緑のリサイクルセンター搬入禁止物

区 分	主 な 内 容 物
刈草類 せん定枝類	<ul style="list-style-type: none"> ・ウルシ、ヌルデ等の触れるとかぶれるもの ・アセビ、キョウチクトウ等の有毒植物 ・長さが2 m以上の木類 ・直径30 cm以上の木類 ・板材、木材類 ・防腐剤を施した木類 ・著しく悪臭を発するもの ・腐敗したもの ・根、土が付いているもの ・野菜、果実及びこれらがついている草木類 ・竹、笹、落葉類 ・刈草類、せん定枝類を原材料とした加工品 ・上記に定めるもののほか適正に処理ができないと判断されるもの
食品残さ類	<ul style="list-style-type: none"> ・硬い骨 ・硬い種 ・クルミの殻 ・貝殻 ・腐敗した生ごみ ・著しく悪臭を発するもの ・上記に定めるもののほか適正に処理ができないと判断されるもの